

2024年1月4日  
第一フロンティア生命保険株式会社

**「令和6年能登半島地震による災害」にかかる  
災害救助法適用地域等のお客さまに対する特別お取扱いについて**

この度の令和6年能登半島地震により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。  
第一フロンティア生命保険株式会社（社長 明石 衛）は、この度の災害における災害救助法  
適用地域(※1)のお客さまを対象に下記の特別お取扱いを実施いたします。

(※1) 対象地域は内閣府 HP「災害救助法の適用状況」をご確認ください。

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

記

**1. 保険料のお払込みについて**

保険料をお払込み中のご契約で、この度の災害による影響によりお払込みが困難な場合、お客さまからのお申出により、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6か月延長させていただきます。

**2. 保険金（給付金）、解約返還金等の迅速なお支払いについて**

お客さまからのお申出により、提出書類を一部省略することで、お手続きを簡素化し、保険金（給付金）、解約返還金等の迅速なお支払いをいたします。

**【お客さまからのお問い合わせ先】**

第一フロンティア生命お客さまサービスセンター **0120-876-126**

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日、年末・年始などの休日を除く）

本内容に変更が生じた場合は(特別な取扱いの追加含む)、こちらで速やかにお知らせいたします。

以上